

こどもの通所支援等事業所 ガイドブック

はじめに

東近江市児童相談支援事業ところでは、令和5年12月、令和6年5月及び令和6年10月の計3回にわたり、計画相談で関係する障害福祉サービス事業所を対象に、発達支援を必要とする児童への福祉サービスの在り方を検討することを目的にした意見交換会を実施しました。

その中で、今回、通所支援等事業所を利用するこどもの保護者や関係機関の皆様が、スムーズに情報を得られるようガイドブックを作成しました。

今後、皆様に広く御活用いただければ幸いです。

令和7年1月

東近江市児童相談支援事業ところ施設長

東近江市福祉部障害福祉課長

障害福祉サービスにおける障害児通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）の内容及び利用者負担について説明します。

ただし、事業所によって利用できるこどもの対象が異なることがあります。

詳しくは、各事業所にお問合せください。

児童発達支援とは

障害があるもしくは発達が気になる未就学のこどもに対し、日常生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援を行う通所型の障害福祉サービスです。

こどもの発達状況に合わせて個々に支援を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援も行っています。

利用できる対象児

0～6歳までの未就学で支援が必要であると認められたこどもで、以下のいずれかに当てはまる場合。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している。
- ・医療機関で医師の診断を受けている。
- ・その他、児童発達支援が必要と認められた場合。

保育所等訪問支援とは

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ（以下、保育所等）など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応ができるように専門的な支援を行う障害福祉サービスです。

支援が必要なこどもに対して直接支援を行うと同時に、訪問施設の職員や家族と集団の中での課題を共有していきます。

利用できる対象児

保育所等を利用しており集団生活を行うに当たり支援を必要としている18歳までのこどもで、以下のいずれかに当てはまる場合。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している。
- ・医療機関で医師の診断を受けている。
- ・その他、保育所等訪問支援が必要と認められた場合。

放課後等デイサービスとは

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う福祉サービスです。

支援を必要とするこどもに、学校や家庭とは異なるあそびや体験活動等を通じて、個々の状況に応じた発達支援を行い、小集団の中で社会性を身につける機会を提供します。

利用できる対象児

学校に就学しておられ、授業の終了後又は休業日に家庭以外での支援が必要なこどもで、以下のいずれかに当てはまる場合。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している。
- ・特別支援学級、特別支援学校（養護学校）に在籍している。
- ・医療機関で医師の診断（自閉スペクトラム症、ADHD、知的障害など）を受け、診断書の提出ができる場合。

居宅訪問型児童発達支援とは

医療的ケアや重い障害があるため外出をすることが困難なこどもに対して、自宅に訪問し日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練を行っていく福祉サービスです。

利用できる対象児

0～18歳までの児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用するために外出することが著しく困難なこどもで、以下のいずれかに当てはまる場合。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している。
- ・日常的に医療を受けている。
- ・重い疾患があり、集団の場では感染のリスクが高い場合。
- ・その他、居宅訪問型児童発達支援が必要と認められた場合。

●利用料金の負担について

サービス利用料にかかる費用の1割負担は、世帯の所得に応じて上限額が決められています。

その他、各事業所で決められた実費（おやつ代など）は、直接事業所に支払います。

なお、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間は、児童発達支援等の利用者負担は無償化されています。

区分	世帯の収入状況	負担上限額月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円